

# 業務仕様書

## 1 件名

2024年度豪州における愛媛県観光PR等委託業務

## 2 発注者

愛媛県国際観光テーマ地区推進協議会（以下「協議会」という。）

## 3 委託期間

契約締結の日から令和6年10月31日（木）まで

## 4 事業の目的

豪州における本県の認知度向上及び誘客を目的に、現地メディア及び旅行会社等への効果的なプロモーションを実施する。

## 5 実施時期及び場所

令和6年8月～9月 豪州シドニー市内のホテル

<留意事項>

- ・実施時期については、JNTOシドニー事務所主催による訪日旅行商談会の前後に行うこととし、詳細については別途協議会と協議のうえ、決定することとする。
- ・場所については、飲食の提供を想定し、最も適当と考えられる場所を提案すること。なお、最適と考えられる会場がある場合は、実施会場はホテルに限らないものとする。

## 6 業務の内容

### (1) 愛媛県観光プロモーションの開催（30分程度）

現地メディア及び旅行会社のほか、在シドニー日本国総領事館やJNTOシドニー事務所、一般財団法人自治体国際化協会シドニー事務所などの関係者を招待し、愛媛県知事のほか、豪州市場において魅力的な県内観光コンテンツの事業者等による観光PR。

<留意事項>

- ・豪州現地に本社をおく旅行系メディアを主として、20社～30社程度（1社1名）を招請することとする。
- ・豪州現地に本社をおく旅行会社を主として、20社～30社程度（1社1名）を招請することとする。
- ・日本側の参加者は15名程度とする。
- ・プロジェクター、スクリーン及びマイク等の機材準備、会場アレンジや観光プロモーションに係る資料翻訳のほか、司会や通訳の手配を行うこととする。

### (2) 交流会の開催（1時間30分程度）

観光プロモーション後に交流会を開催し、現地メディア及び旅行会社と愛媛県内事業者等の関係構築の場を設ける。

<留意事項>

- ・現地の生活スタイルに合わせ、昼食または夕食を兼ねた食事を用意することとする。
- ・招待者待合用の部屋も別途用意することとする。

- ・通訳の手配を行うこととする。
- ・より適当と考えられる場合は、プロモーション及び交流会を統合した提案も可とする。

## 7 総括責任者

受託者は、本業務の実施にあたり、十分な経験を有する者を総括責任者として定めなければならない。

## 8 再委託の可否

- ・受託者は委託業務遂行において、一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、業務を効率的に行う上で協議会が必要と認めるときは、契約業務の一部を他者に再委託することができるものとする。
- ・再委託範囲は受託者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は、受託者の責任において解決すること。

## 9 守秘義務及び個人情報の取扱い

- ・本業務の実施に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、業務終了後も同様とする。
- ・本業務の実施のための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- ・再委託範囲に個人情報の取り扱いが含まれるときは、再委託先との間で個人情報に関する適切な体制を確保すること。

## 10 著作権等の取扱い

- ・著作権をはじめ、本業務の成果品における一切の権利は、協議会に帰属する。
- ・成果品に第三者が権利を有する著作物等が含まれる場合は、受託者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行う。
- ・第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応する。

## 11 提出書類等

受託者は委託契約書に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類・成果物等を提出しなければならない。

### (1) 契約締結時に速やかに提出するもの

- ・事業計画書
- ・その他協議会が業務の確認に必要と認める書類

### (2) 業務完了後に速やかに提出するもの

- ・実績報告書
- ・その他協議会が業務の確認に必要と認める書類及び写真等

## 12 その他

- ・受託者は、本業務の実施に当たり、愛媛県会計規則、愛媛県個人情報保護条例その他関係法令・条例等を順守しなければならない。
- ・契約や支払いに関する書類など本業務の関係資料を業務完了の年度の翌年度から起算して、5年間保管すること。

- 協議会は、必要に応じ、受託者に対して委託業務の処理状況について調査し、報告を求めることができる。
- 受託者は、制作を進める過程において内容やスケジュールを委託者と十分に協議の上、作業を進めるものとし、作業の進捗状況について、随時、報告すること。また、複数回の内容確認及び修正指示の機会を設けること。
- 本業務遂行中に受託者が県若しくは第三者に損害を与えた場合又は第三者から損害を受けた場合は、直ちに協議会にその状況及び内容を書面により報告し、全て受託者の責任において処理解決するものとし、協議会は一切の責任を負わないものとする。ただし、受託者の責めに帰すべき事由によらない場合は、この限りではない。
- 本仕様書に記載のない事項については、その都度、委託者と受託者が協議して決定する。

(別記)

## 個人情報取扱特記事項

< 甲：愛媛県国際観光テーマ地区推進協議会、乙：受託者 >

### (基本的事項)

第1 乙は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の適切な管理を行わなければならない。

### (秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに第三者に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 乙は、この契約による業務に関わる責任者及び従事者に対して、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと、これに違反した場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づき処罰される場合があることその他個人情報の適切な管理に必要な事項に関する研修をしなければならない。

### (保有の制限)

第3 乙は、この契約による業務を行うために保有する個人情報は、業務を達成するために必要な最小限のものにしなければならない。

### (安全管理措置)

第4 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、この契約による業務の責任者及び従事者を定め、書面により甲に報告しなければならない。

3 乙は、責任者及び従事者を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。

4 乙は、従事者の管理体制及び実施体制並びにこの契約による業務で取り扱う個人情報の管理の状況についての検査に関する事項について書面により甲に報告しなければならない。

### (利用及び提供の制限)

第5 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容を契約の目的以外の目的に利用し、又は提供してはならない。

### (複写、複製の禁止)

第6 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供された個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

### (再委託の禁止等)

第7 乙は、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に委託（以下「再委託」という。）してはならない。

2 乙は、この契約による業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う個人情報の内容、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を甲に申請し、その承諾を得なければならない。

3 前項の場合、乙は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

- 4 乙は、再委託先に対して、再委託した業務の履行状況を管理及び監督するとともに、甲の求めに応じて、その管理及び監督の状況を適宜報告しなければならない。
- 5 前各項の規定は、再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も、同様とする。

（派遣労働者利用時の措置）

- 第8 乙は、この契約による業務を派遣労働者に行わせる場合は、派遣労働者に対して、本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。
- 2 乙は、甲に対して、派遣労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

（資料等の返還等）

- 第9 乙は、この契約による業務を処理するため甲から提供を受けた個人情報記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。
- 2 乙は、この契約による業務を処理するため乙自らが取得し、又は作成した個人情報記録された資料等は、業務完了後速やかに、かつ確実に廃棄又は消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

（個人情報の運搬）

- 第10 乙は、この契約による業務を処理するため、又は業務完了後において個人情報記録された資料等を運搬するときは、個人情報の漏えい等を防止するため、乙の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

（実地検査）

- 第11 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の管理体制、実施体制及び管理の状況等について、随時実地に検査することができる。

（指示及び報告等）

- 第12 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

（事故時の対応）

- 第13 乙は、この契約による業務に関し個人情報の漏えい等の事態が生じ、又は生じたおそれがあることを知ったときは、その事態の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事態に関わる個人情報の内容、件数、原因、発生場所及び発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

（損害賠償）

- 第14 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先又は派遣労働者の責めに帰する事由により甲又は第三者に損害を与えたときも同様とする。

（契約の解除）

- 第15 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。